

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年10月2日（金）14:26～14:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 佐藤 猛行 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課課長補佐  
梅島 秀樹 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課課長補佐

#### <事務局>

- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 緑地以外の環境施設の要件緩和について
- 3 閉会

---

○塩見参事官 それでは、本日のワーキンググループを開催させていただきたいと思えます。

本日、最初の1こま目は経済産業省さんにお越しいただきまして、9月17日に一度御議論いただきました工場立地法の環境施設の面積にEV用の駐車場を追加してほしいという横須賀市さんからの提案について引き続き御議論をいただきたいということでございます。

前回のワーキングにおきまして、EV用の駐車場について取り上げたわけですが、その際に経産省さんのほうから環境施設の面積に入れるものとしましては、周辺的生活環境の保持に寄与するものあるいは住民の利益になるものであることが必要だという御説明がございまして、EV用の駐車場はまさに住民のためになるものではないかということで委員の先生から御指摘をいただき、経産省さんに御検討いただきましたので、きょう御回答をいただくということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくさきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御回答について御説明をお願いいたします。

○佐藤課長補佐 経済産業省でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に前回御指摘をいただきました点につきまして、私どもの回答を書かせていただいた紙を用意させていただいております。

御指摘事項は今、事務局様のほうからも御説明を頂戴いたしましたけれども、工場立地法の環境施設の緑地以外につきましては、「工場または事業場周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの」、「地域住民の利益になるもの」であることが必要との説明でございましたので、EV充電器の利用は地域住民にとって利益となるものであるという御指摘を頂戴いたしましたところでございます。また、充電機能のあるスペースは避難場所、特に非常時のものとしても有用であるため、法の趣旨にも合致するものではないかという御指摘を頂戴したところでございます。

私どもの回答について御説明申し上げます。

まず初めの段落でございますが、工場立地法第4条におきまして、環境施設につきましては、緑地及びこれに類する施設で工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして省令で定めるものと規定をさせていただいているところでございます。このため、緑地以外の環境施設につきましては、繰り返しになりますけれども、緑地に類するものであり、かつ工場または事業場の周辺の生活環境の保持に寄与するものと規定上させていただいているところございまして、EV充電器の利用につきまして、地域住民にとって利益となるものであると、これは前回の私どもの説明が不十分だった点もあったかと思いますが、地域住民の皆様にとって利益となるものという点をもって環境施設ということ定義しているものではございませんので、この点につきまして、利益になれば環境施設に追加というものではございませんので、この点をまず御理解いただければというのが初めの段落でございます。

2つ目の「また」という段落でございますけれども、充電機能のあるスペースは非常時に避難場所として有用であり、停車中の電気自動車は蓄電されておりますので、非常時の電源としても活用できるのではないかという御指摘を頂戴いたしました。

御指摘のとおり、電気自動車が蓄電されている状況でとまっているというのは確かに蓄電されておりますので、電源機能を有していると我々も考えておりますけれども、今回、横須賀市さんから御提案を頂戴しておりますのは、EV駐車場だと我々は理解しておりますし、EV自動車はEV駐車場でなくても駐車することが可能でございますし、また、EV駐車場にEV自動車、電気自動車以外の自動車が駐車されてしまうことも可能でございます。このため、EV駐車場をもって環境施設とすることはなかなか難しいのではないかというのが私どもの考えでございます。

その根拠を「なお」以下で書かせていただいておりますけれども、工場立地法という法律は、敷地の中で生産施設面積、工場ですとかそういったものの面積ですとか、緑地面積等の届け出をさせていただいているところございまして、レイアウトを決めて、その比率

がきちんとなっているかをチェックするのが私どもの法律でございます。このため、電気自動車は自動車でございますので、動いてしまうものでございますので、運用上何とかならないかという御指摘も前回頂戴いたしました。運用面で何とかというのもなかなか難しいのではないかとというのが私どもの考えでございます。

したがって、環境施設として電気自動車を追加することは適当ではないと考えているところでございます。御理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員からどうぞ。

○原委員 この間論点整理をして申し上げたことをまたもう一回言っても仕方がないと思うので、むしろこれはもう事務局で整理していただけないでしょうか。ここでまた前回と同じ話をしてもしょうがないと思うのですが。なので、事務局に申し上げたいのは、もう少し整理をして、ここでやる価値のある状態にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

その上で1個だけ質問させていただくと、地域住民の利益になることだけをもって追加しているわけではないですというお話だったのです。前はそういうことなのですかというお話だったと思いますけれども、では何だったのでしょうか。何だったのでしょうかというのは、これまでの省令では何を選ばれているのでしょうか。きょうは紙で配られていないですけれども、既に指定されている施設が幾つかあったと思いますが、それがどういう考え方でこれまで選ばれてきたのかということを整的に説明していただければと思います。この間伺ったときには、それは結局突き詰めていくと地域住民のためになればいいということですねということで終わったと思うのですが。

○梅島課長補佐 緑地以外の環境施設についてでございますけれども、前回余り正確に回答しなかったということで失礼いたしました。

工場立地法の施行規則の4条には、次の各号に掲げる土地または施設であつて、工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものということで、例示的に噴水だとか屋外運動場、広場とか、そういった施設が例示してあつて、それであつてかつ周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものというように表現になってございます。個々の施設につきましては、工場立地法はもともと噴水とか屋上、広場とか、オープンスペースで、かつ美観等の面で公園的に整備されていることという形で、公園みみたいな緑ではないのですけれども、緑に類するようなものを指定しております。ただ、それ以外にも幾つか追加されてきておまして、屋内運動施設あるいは教養文化施設につきましては、一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺住民等の健康の維持増進、または教養文化の向上が図られるというようなこと。あとは災害時の避難場所等となるように防災対策等が推進される。そのようなことをもって屋内運動施設あるいは教養文化施設が追加されております。その後、雨水浸透施設ということで、

雨水の流出を浸透させること等により地下水の涵養が図られるということで、地域住民を水の被害から守るということで指定されております。太陽光発電施設につきましては、設置による効果が周辺の地域住民との精神的な融和機能を有するというもので、それだけではないのですけれども、幾つか項目があるのですが、充電施設とかそういった項目がありますが、いろいろな条件を勘案して追加されているという状況になってございます。

駐車場はこれまでの運用で、駐車場も一時的に避難場所となるといえるのですけれども、明示的に駐車場は環境施設とはしないという形で法令上ずっと運用してきております。駐車場にEV施設をつけたものも避難場所になるという観点では、普通の駐車場もそうなのですけれども、そこはやはり地域住民から見て、駐車場が環境施設というのはやはり言えないだろうということかなと思います。このため、従来から駐車場は環境施設にはしないということで運用してきている状況でございます。

○八田座長 原委員、お願いします。

○原委員 結局、この指定基準は何なのですかということなのですけれども、幾つかのことをおっしゃって、公園類似のものということをおっしゃられて、でもそれは全然公園とは違うものもありますねと。教養文化施設とか屋内運動施設については、周辺住民にも利用させるということをおっしゃったと思いますけれども、これは前回の御説明のときに必ずしも周辺住民に利用させるということは要件になっていないということだったですね。

○梅島課長補佐 運動場ということで御質問をいただいて、運動場については幾つかの要件が、例えばオープンスペースで公園的に整備されているということで認められる場合もありますし、あるいは一般の利用に供して、一般の人にも開放して、健康の維持増進を図るという意味でも利用できますし、あるいは運動場というのは避難するときの一時的な避難場所ということで適していると思いますので、そういったものでも指定される。必ずしも一般に貸さないと全部だめかといったらそうではないのですけれども、貸さなくてもいいかといったら、やはり本来は貸すということも要件になってございます。

○原委員 わかりました。

今の御説明を私なりに整理をすると、要するに公園のようなもので周辺住民から見て公園っぽく見えるというのがその1。2つ目に一般利用させて健康維持に資するようなもの。3つ目に防災のときの避難場所になるようなところ。4つ目に太陽光発電のように住民感情から考えて認められるのではないかと。

○梅島課長補佐 太陽光発電のときは、工場立地法の検討小委員会でかなり慎重に議論をしました。3回くらい開催をしまして、そのときにいろいろな観点から見ております。一言で言ってしまうと、設置によって期待される効果が周辺の地域住民の精神的な融和機能を有すると言っているのですけれども、個々には環境負荷が火力等と比べると少なく、CO<sub>2</sub>の排出が少ないとか、防災時に系統電源というお話を伺いましたけれども、その審議会のときには、電源も使えるというようなこと。あるいは太陽光発電施設というのは家庭あ

るいはデパートの屋上とか、いろいろなところはかなり浸透してきていて、環境対策に意識の高いというような認識も醸成されていくとか、例えば地域住民の見学を受け入れて、環境意識の向上への啓蒙効果とか、そういった心理的な効果が期待されるとか、幾つかの条件を勘案して判断したところでございます。

○原委員 結局、幾つかの類型がありましたけれども、周辺住民にとって役に立つか、あるいは周辺住民にとって精神的に受け入れ可能なものであればオーケーですということをおっしゃっているのですね。そういうようにしか理解できないのですが。そうであるとすれば、EV充電器付きの駐車場は十分入る余地があるのではないですかということを前日も申し上げて、全く同じことをきょうまたもう一回申し上げておきますが。

一般の駐車場が普通の住民から見たときに、ちょっと精神的に受け入れ困難なのでしょうというのは、それは何となく気持ちは理解するのですが、だからこそ、EVの充電機能を住民にも利用させるであるとか、あるいは一定の台数を必ずEVの自動車専用にするであるとか、そういった要件を課すことによってより周辺住民にとって精神的に十分受け入れ可能になるのではないのでしょうか。なので、レイアウトをきちんと決めるものでないのだめなのですよと言われますけれども、別にそんなルールはないと思うので、周辺住民により受け入れられやすくするような工夫をされたらよろしいのではないですか。少なくとも今まで指定されているものと比べて、より住民にとって役に立つということのように思います。

○八田座長 お役所のほうとしては、1台だけ充電器があつて、何千台も駐車場があるというのは嫌だとおっしゃる。それはわかりますから、何らかの条件は付したほうが良いということでしょう。そこを具体的に事務局で詰めていただければと思います。この施設は、地元の住民に役に立ち得るし、太陽光発電と同じようにCO<sub>2</sub>の削減にも効果があるわけで、そういうシンボリックな意味もあると思いますから、そこを考慮いただければと思います。

○佐藤課長補佐 御指摘を頂戴いたしました。おっしゃるように、先ほど原委員のほうからもおっしゃっていただいた点でございますとおりと、駐車場が環境施設かというところはなかなかちょっとというのは理解できないことはないとおっしゃっていただきましたけれども、それは我々のほうもそういう認識で今まではやらせていただきました。私どもとして申し上げたいのは、まさに八田委員がおっしゃったとおりでございますけれども、駐車場にEV充電器がくっつけられることによって、それが住民の方々から見て、違うものだ。まさに環境施設としてこれは緑地に類するものという条件でございますので、いわゆる木と同じように見なされるようなものなのかと考えますと、私どもとしてはなかなかそれはしんどいのではないかとおもうところではございます。そういう点をぜひ御理解いただければと思っております。

条件という御指摘もそれはそれで、おっしゃっていただきましたけれども、仮に条件をつけても駐車場であることにはかわりないかなという思いがあります。または仮に条件を付しても、基本的にはレイアウト規制でございますので、運用面で対処するのがなかなか難しくなってしまうのではないかと。その運用が難しくなってしまうということもあるか

などは考えているところでございます。

○八田座長 従来の緑地外の環境施設として認められたところを見ると、やはり緑地に類する施設というのを割と広く解釈しているようです。緑地のように精神的な安堵感みたいなものを与えるならそれはそれでいい。あるいは緑地が与える環境面の改善。雨水の浸透のような機能でもいい。緑の葉っぱがなくても、同じような機能を発揮すればいいというような意味だろうと思うのです。ですから、詰まるところは、全然また別なカテゴリーで、駐車場はだめだと決めてしまったのだからということだから、そこと整合がいくように何らかの条件をつける。太陽光発電だって一遍つくってしまって、また取り去るとか、そういうことは可能なので、そういうことはさせないようにいつも見ておかなければいけないだろうと思うのです。さらに、結構高価な充電施設をつくって、何も使わないで、ただ緑地にするためだけに置いておくというのはいかにも無駄な話なので、なかなかそうしないと思いますが、それでもやはりチェックはする必要はある。それはほかと似ているのではないかと思います。屋外運動場としてつくったのに、後でまた壊してしまったなどといったらまずいだろうし、実際にはほとんど機能していない運動施設で倉庫にしていたなどと言ったら、やはりこれはまずいだろうと思いますから、何らかの形でチェックは要るのだろうと思います。ということで、事務局と御相談いただきたいと思います。

どうもわざわざお越しくださいまして、ありがとうございました。